



小児がんの子どもさん。AYA世代のがん患者さんを介護されているご家族に知っていただきたい。

介護で仕事やキャリアをあきらめないで！ 高齢者だけでなく、子どもや若い方の介護でも使える制度特集



「介護」というとお年寄りの介護保険制度を思いがちですが、お子さんの病気のお世話も「介護」になります。ご家族の負担軽減が大切です。

Part 1) あきらめないナビ 介護に使える時間を増やす



介護のため仕事を休める制度

①介護休業

要介護状態（けがや病気等により2週間以上、常時介護を必要とする状態）の家族（対象家族といいます。）を介護するための休業です。
対象家族とは、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫です。

要介護状態の**対象家族ごとに93日まで（最大3回に分割することも可能）取得することができます。**

②介護休暇

対象家族1人につき**年5日、対象家族が2人以上の場合は10日まで（※1）の介護休暇を取得できます。**
時間単位で取得することもできます。

注意 入社したばかりの方や所定労働日数が少ない方など介護休業などが取れない場合もありますので会社に確認しましょう。

注意 介護休業、介護休暇、子の看護休暇の期間は原則として無給です。会社によっては支給される場合もありますので確認しましょう。

③子の看護休暇

小学校に上がる前の子どもを養育している場合、病気やけがをした子の看護や、予防接種、健康診断を受けさせる場合などの休暇として**年5日、子が2人以上の場合は10日（※1）の子の看護休暇の取得が可能です。時間単位で取得することもできます。**

（※1）介護休暇の対象家族の数が2人以上いても、また子の看護休暇の小学校に上がる前の子どもが2人以上いても、いずれの場合も年10日の取得が限度です。そして、いずれの場合も、1人で5日ずつという決まりはなく、1人のために10日取得することもできます。

介護のため働く時間を短くしたり・時間をずらしたりできる制度

④短時間勤務制度等

短時間勤務制度、フレックスタイム制度、時差出勤制度もしくは介護サービスの費用の助成など、会社ごとに使える制度が決められています。介護を必要とする家族がいる場合にこれらの制度を活用できます。

なかなか仕事を休めないお父さん、おじいちゃんも、時短制度や残業を減らしてもらう方法もありますね。

介護のため残業等の免除や制限ができる制度

⑤所定時間外労働（※2）の免除

介護終了まで、所定時間外労働が免除される制度です。

（※2）あなたの労働契約での所定時間（例えば8時間や6時間など）を超えたすべての時間外労働のことです。

⑥時間外労働の制限（※3）

介護終了まで時間外労働が1か月24時間、1年150時間以内に制限される制度です。

（※3）所定労働時間を超え1日8時間、1週間40時間を超えた部分の労働のことです。

⑦深夜業の免除

介護終了まで、深夜（午後10時から午前5時まで）の労働を免除する制度です。

注意 所定労働時間が全て深夜である人や16歳以上で他に介護できる家族と同居している場合は対象になりません。

Part 2) あきらめないナビ 介護休業中に給付金をもらう

仕事を休んでもお金がもらえる制度

⑧介護休業給付金

介護休業を取得する場合、雇用保険（加入期間の一定の条件があります。）から「介護休業給付金」を受給できます。支給額は、休業開始前の賃金の日額（休業を取得する前の6ヶ月の賃金を180で割った額）の67%で、**最大93日まで**となります。

介護休業給付金は、「**介護保険の要介護認定**」を受けていることが**必要条件ではありません。**

給付は、勤務先に相談してください。勤務先からハローワークへの手続きとなります。

パートタイマーでも雇用保険に加入して要件を満たせば受給できますよ。



93日分じゃ全然足りないよ。

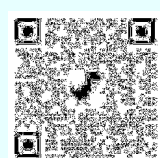


そうね。でも夫婦で上手にとれば186日。時間的だけでなく経済的にも助かりますよね。

Part 3) あきらめないナビ 介護の負担を軽くする

⑨若年がん患者の在宅療養費の助成

豊田市では、終末期の若年がん患者（医師に回復の見込みがない状態と判断された40歳未満の者）の方が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活をおくることができるよう、在宅における療養生活を支援しています。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●豊田市内に住所を有している方 ●サービス利用時点において40歳未満の方 ●がん患者（医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態にいたったと判断された方） ●在宅における療養生活の支援および介護が必要な方 ●豊田市税を滞納していない方 	〈問合せ先〉 豊田市役所 保健部総務課 0565-34-6723
助成内容	(1) 在宅サービスの利用料 (2) 福祉用具の貸与にかかる費用 (3) 福祉用具の購入にかかる費用 (4) 居宅介護支援にかかる費用 ◎ 助成額 (1)～(4)を合計した額の9割(上限 月54,000円)	 詳しくはこちらへ ↑

※上記は豊田市の例です。他市区町村にも同様の制度がある場合がありますので、お住まいの自治体にご相談ください。



お子さんもお両親もこれから長い人生が続きます。制度を使って働き続けるための参考にしてください。



家族が少しでも安心してきたら、子供たちも嬉しいね。

【参考】40歳以上（65歳未満）の方で特定疾病（16種。がんの場合は、回復が認められない状態の場合に限る）に該当する方は介護保険の要介護認定（要支援認定）を受けることにより、介護サービスを受けることができます。